

○社会福祉学科履修細則

（趣旨）

第1条 この細則は、聖カタリナ大学学則（以下「学則」という。）及び聖カタリナ大学履修規程に定めるもののほか、履修に関し必要な事項を定めるものとする。

（授業科目及び開講年次等）

第2条 社会福祉学科の授業科目、開講年次及び卒業に必要な単位数は教育課程表のとおりとする。

2 各授業科目の単位数及び時間数の基準は、講義、演習、実験、実習及び実技の授業の方法に応じ定められているが、学則第37条第1項第2号及び第3号のただし書きに該当する科目並びに第4号の別に定める科目は次のとおりとする。

（1）第1項第2号関係

「ソーシャルワーク入門」 30時間で2単位

「ソーシャルワーク実習指導Ⅲ」 15時間で1単位

「福祉用具と生活支援Ⅱ」 36時間で1単位

「福祉コミュニケーションA」 30時間で2単位

「福祉コミュニケーションB」 30時間で2単位

（2）第1項第3号関係

「ソーシャルワーク実習Ⅰ」 60時間で2単位

「精神保健福祉現場実習」 150時間で4単位

「介護実習第2期」 160時間で4単位

「介護実習第3期」 200時間で5単位

「レクリエーション支援法」 30時間で1単位

（3）第1項第4号関係

「健康スポーツ実践」 講義6時間及び実技24時間で1単位

「医療的ケアⅢ」 講義8時間及び演習22時間で2単位

「介護職員初任者研修」 講義14時間、演習52時間で2単位

3 授業科目の開講年次は変更することがある。

（共通基礎科目の履修方法）

第3条 共通基礎科目の履修方法は、必修科目16単位を含み合計25単位以上を共通基礎科目のうちから修得しなければならない。

2 編入学生の履修方法については別に定める。

（専門教育科目の履修方法）

第4条 専門教育科目の履修方法は、必修科目39単位のほか、展開科目の領域から40単位以上を修得し、これらの単位を含み合計99単位以上を専門教育科目のうちから修得しなければならない。

2 編入学生の履修方法については別に定める。

（資格の取得）

第5条 社会福祉学科学生が取得できる資格は次のとおりとする。

以下①～③の組み合わせのうちどれか1つを選択し取得することができる。

- ① 「社会福祉士国家試験受験資格」、「精神保健福祉士国家試験受験資格」、
「介護職員初任者研修修了証明書」の3種類
- ② 「社会福祉士国家試験受験資格」、「精神保健福祉士国家試験受験資格」、
「福祉用具専門相談員講習修了証明書」の3種類
- ③ 「社会福祉士国家試験受験資格」、「介護福祉士国家試験受験資格」、
「パラスポーツ指導員（初級）資格」、「福祉用具専門相談員講習修了証明書」の4種類

2 資格取得にかかる履修定員は次のとおりとする。

「精神保健福祉士国家試験受験資格」	定員20名
「介護福祉士国家試験受験資格」	定員20名
「介護職員初任者研修修了証明書」	定員30名
「福祉用具専門相談員講習修了証明書」	定員30名

3 資格の取得に関する履修要領は別に定める。

（補足）

第6条 授業科目の履修については、この細則の定めにかかわらず公示することがある。

（細則の改廃）

第7条 この細則の改廃は教務委員会で行う。

附 則

1 この細則は2021（令和3）年4月1日から施行し、2021（令和3）年度入学生から適用する。ただし、第3年次編入学生については、2023（令和5）年度入学生から適用する。

2 社会福祉学科社会福祉専攻及び社会福祉学科介護福祉専攻に在学する学生については、両専攻の履修細則を適用する。

附 則

この細則は2023（令和5）年4月1日から施行する。

附 則

この細則は2024（令和6）年4月1日から施行する。

附 則

本学科に所属する全ての在学生の卒業をもって、本細則を廃止する。

附 則

この細則は2026（令和8）年4月1日から施行する。